

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社本社における申立期間の標準賞与額に係る記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 19 日

私が、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B銀行C支店から提出された申立人の預金元帳により、申立人は、申立期間においてA社本社から賞与が支給されていたことが確認できる。

また、複数の元同僚が所持する賞与明細書から、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、上記預金元帳の振込額から試算した申立人の社会保険料控除額等は、D区から提出された申立人に係る平成15年の住民税賦課資料に記載されている社会保険料控除額等とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記預金元帳の振込額及び上記住民税賦課資料の社会保険料控除額から推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は「不明。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない

いと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 12 月 14 日

私は、平成 21 年 12 月に A 社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、その標準賞与額の記録が無い。申立期間に係る賞与支給明細書を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書並びに A 社から提出された回答書及び賞与ファイルリストにより、申立人が申立期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る申立期間の賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成15年1月から同年4月までは59万円、同年5月から16年8月までは50万円、17年7月及び同年8月は53万円、18年10月から19年4月までは56万円、同年6月から同年8月までは53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年1月1日から20年1月1日まで

私が、A社に勤務していた期間のうち、平成15年1月から19年12月までの標準報酬月額が、実際の給与支給額に比べて低い標準報酬月額になっている。給与振込額が記載された通帳を提出するので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年1月1日から16年9月1日までの期間、17年7月1日から同年9月1日までの期間、18年10月1日から19年5月1日までの期間及び同年6月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、A社の破産管財人から提出された給与台帳及び申立人から提出された預金通帳により確認できる報酬月額又は保険料控除額から、

15年1月から同年4月までは59万円、同年5月から16年8月までは50万円、17年7月及び同年8月は53万円、18年10月から19年4月までは56万円、同年6月から同年8月までは53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「資料が無いため不明。」としているが、上記給与台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該期間の標準報酬月額について、上記給与台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成16年9月から17年6月まで、同年9月から18年9月まで、19年5月及び同年9月から同年12月までの標準報酬月額については、上記給与台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法に基づく保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 13 日

私は、平成 18 年 8 月から 19 年 3 月まで A 社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された源泉徴収票、B銀行C支店から提出された申立人の預金元帳及び複数の元同僚の給与（賞与）支給明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記預金元帳の振込額及び複数の元同僚の給与支給明細書により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額の低い方の額である賞与支給額から40万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録を昭和45年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月31日から45年1月1日まで

私は、昭和43年4月にC社（現在は、D社）に入社し、途中、A社へ異動になったが、その後、C社に戻っている。その期間中は継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、D健康保険組合から提出されたC社E支社に係る被保険者名簿から判断すると、申立人は、同社の子会社であるA社及びC社E支社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記被保険者名簿において、申立人が申立期間直後に健康保険被保険者となっているC社E支社における健康保険被保険者資格取得日が昭和45年1月1日と記載されているとともに、当該名簿の転出入先記号番号欄及び取得事由欄には、申立人が同社同支社と同じくD健康保険組合の加入事業所であるA社からの転入により、C社E支社において被保険者資格を取得した旨の記載が確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和45年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを44年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を被保険者資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月5日は18万円、同年12月20日は16万円、16年7月8日は10万円、同年12月4日及び17年7月8日は16万6,000円、同年12月10日は25万円、19年12月7日は30万円、20年7月4日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月5日
② 平成15年12月20日
③ 平成16年7月8日
④ 平成16年12月4日
⑤ 平成17年7月8日
⑥ 平成17年12月10日
⑦ 平成19年12月7日
⑧ 平成20年7月4日

私がA社に勤務した期間において平成15年夏季賞与、同年冬季賞与、16年夏季賞与、同年冬季賞与、17年夏季賞与、同年冬季賞与、19年冬季賞与及び20年夏季賞与が支給されたが、私の年金記録には当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、④、⑤、⑦及び⑧について、申立人から提出された当該期間に係る賞与明細書並びにA社から提出された賞与支給一覧表及び回答書により、申立人は、当該期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③及び⑥について、申立人は賞与明細書を所持しておらず、

A社においても当該期間に係る賞与に関する資料は残っていないものの、B市から提出された申立人に係る平成17年及び18年市県民税課税台帳によると、各年の社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の元同僚が所持する申立期間③及び⑥の賞与明細書において、いずれも当該期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、申立人についても、当該期間においてA社から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与明細書及び賞与支給一覧表において確認できる保険料控除額並びに上記市県民税課税台帳において推認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年7月5日は18万円、同年12月20日は16万円、16年7月8日は10万円、同年12月4日及び17年7月8日は16万6,000円、同年12月10日は25万円、19年12月7日は30万円、20年7月4日は25万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成17年7月31日は38万円、同年12月28日は41万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月31日
② 平成17年12月28日

私がA社において、平成17年7月及び同年12月に支給された賞与について、私の年金記録には当該標準賞与額の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(統括表)により、申立人が申立期間において、同社から賞与を支給されたことが確認できる。

また、複数の元同僚から提出された申立期間の賞与明細書から、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる上、事業主は、申立人についても、当該複数の元同僚と同様に申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したことを認めており、当該保険料の控除額について回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の事業主が回答した厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 7 月 31 日は 38 万円、同年 12 月 28 日は 41 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑧までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月5日及び同年12月20日は18万円、16年7月8日は9万円、同年12月4日は13万7,000円、17年7月8日は14万7,000円、同年12月10日は18万円、19年12月7日は25万円、20年7月4日は18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月5日
② 平成15年12月20日
③ 平成16年7月8日
④ 平成16年12月4日
⑤ 平成17年7月8日
⑥ 平成17年12月10日
⑦ 平成19年12月7日
⑧ 平成20年7月4日
⑨ 平成22年8月3日
⑩ 平成22年8月31日から同年9月1日まで

私がA社に勤務した期間において平成15年夏季賞与、同年冬季賞与、16年夏季賞与、同年冬季賞与、17年夏季賞与、同年冬季賞与、19年冬季賞与、20年夏季賞与及び22年夏季賞与が支給されたが、私の年金記録には当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与から支給額に対応した厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、標準賞与額を訂正してほしい。

また、同社における私の厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成22年8月31日となっており、同年8月が被保険者期間となっていないことは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から⑧について、申立人から提出された当該期間に係る賞与明細書並びにA社から提出された賞与支給一覧表及び回答書により、申立人は当該期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の給付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記の賞与明細書及び賞与支給一覧表において確認できる保険料控除額から、平成15年7月5日及び同年12月20日は18万円、16年7月8日は9万円、同年12月4日は13万7,000円、17年7月8日は14万7,000円、同年12月10日は18万円、19年12月7日25万円、20年7月4日は18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間⑩について、申立人は、「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び雇用保険被保険者離職票を見ると、資格喪失日及び離職日が改ざんされている。」と述べ、当該各日付は書き替えられたものであることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を同年9月1日に訂正するよう申し立てている。

しかし、当該期間における申立人の勤務実態について、A社は、「勤務実態無し。」と回答している上、申立人も「平成22年8月31日は出勤していない。」と述べている。

また、申立人から提出された上記の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の写しにより、A社において、平成22年8月31日に被保険者資格を喪失した者は申立人を含めて5人確認できるところ、当該資格喪失届の備考欄には、「8/30まで勤務」と記載されている上、雇用保険の加入記録において、当該5人の同社における雇用保険被保険者の離職日は同年8月30日であることが確認できること、及び上述のとおり申立期間⑩における申立人の勤務実態は同年8月30日までであったことを考え合わせると、当該資格喪失届は、申立人の勤務実態に基づき作成されたことがうかがえる。

さらに、A社から提出された申立人に係る平成22年8月の給与明細書により、1か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、保険料の控除方法について、同社は、「翌月控除である。」と回答して

いることから、当該給与明細書に記載された保険料は同年7月の保険料であり、申立人は申立期間⑩に係る保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑩における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間⑩に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間⑨について、申立人から提出された当該期間に係る賞与明細書により、申立人は当該期間においてA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、上述のとおり、申立人は、平成22年8月31日にA社における厚生年金保険被保険者の資格を喪失している。

また、厚生年金保険法第19条第1項において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第81条第2項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」と規定されている。

これらを総合的に判断すると、平成22年8月は、申立人がA社において厚生年金保険被保険者とならない期間であり、当該期間に支給された賞与については、厚生年金保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月5日は85万円、同年12月20日は75万円、16年7月8日は50万円、同年12月4日は68万3,000円、17年7月8日は63万4,000円、同年12月10日は72万円、19年12月7日は85万円、20年7月4日は80万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月5日
② 平成15年12月20日
③ 平成16年7月8日
④ 平成16年12月4日
⑤ 平成17年7月8日
⑥ 平成17年12月10日
⑦ 平成19年12月7日
⑧ 平成20年7月4日

私がA社に勤務した期間において平成15年夏季賞与、同年冬季賞与、16年夏季賞与、同年冬季賞与、17年夏季賞与、同年冬季賞与、19年冬季賞与及び20年夏季賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているが、私の年金記録には当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与から支給額に対応した保険料が控除されていたと思うので、調査の上、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与明細書並びにA社から提出された賞与支給一覧表及び回答書により、申立人は、申立期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与明細書及び賞与支給一覧表において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 7 月 5 日は 85 万円、同年 12 月 20 日は 75 万円、16 年 7 月 8 日は 50 万円、同年 12 月 4 日は 68 万 3,000 円、17 年 7 月 8 日は 63 万 4,000 円、同年 12 月 10 日は 72 万円、19 年 12 月 7 日は 85 万円、20 年 7 月 4 日は 80 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月7日は18万円、20年7月4日は15万円、21年12月11日は7万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月7日
② 平成20年7月4日
③ 平成21年12月11日

私がA社に勤務した期間において平成19年冬季賞与、20年夏季賞与及び21年冬季賞与が支給されたが、私の年金記録には当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与から支給額に対応した厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書並びにA社から提出された賞与支給一覧表及び回答書により、申立人は、平成19年12月7日に18万円、20年7月4日に15万円、21年12月11日に7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないこと認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東千葉国民年金 事案 4651 (事案 3235、3661、4124、4317、4447、4508 及び 4602
の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から14年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から14年1月まで

私は、社会保険事務所(当時)から申立期間の国民年金保険料の納付を電話で促され、私の母が未納となっていた全ての期間の保険料を納付したはずであり、申立期間の保険料の納付を認めないとする前回までの審議結果に納得できない。今回独自に解決策を提案したので、それに基づいて再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人及びその母は、国民年金保険料をまとめて納付したのは1回だけであると申述しているところ、オンライン記録によると、申立期間直前の平成10年10月から12年3月までの保険料(合計金額23万9,400円)を同年8月25日に一括して過年度納付したことが確認できることから、申立人及びその母の一括納付に関する記憶は、当該期間に関するものである可能性が考えられること、ii) オンライン記録によると、申立期間直後の14年2月及び同年3月分の保険料を16年3月22日に過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付できないこと、iii) 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情が見当たらないことなどを理由に、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、23年2月2日、同年7月6日、24年2月29日、同年7月25日及び25年2月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前々回の申立てにおいて、申立人から、申立期間に係る国民年金保険料納付の状況については申立人の弟が記憶しているとする書面が提出された

ため、申立人の弟に対し照会したが、申立人の弟からは申立期間に係る保険料の納付時期を推認できる具体的な回答は得られない上、申立期間の保険料の納付時期、納付と納付の間隔、納付金額及び納付した者等について、改めて申立人及び申立人の母に聴取したが、これまでの決定を変更すべき新たな証言及び周辺事情は得られないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき、平成25年9月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、前回の申立てにおいて、申立人は、申立人の弟が、平成14年1月頃に申立期間の国民年金保険料を納付したことを母から聞いたとする内容の書面を提出していることから、申立人の弟に対し、母から聞いたとする申立期間の保険料納付の具体的な内容について照会したが、回答内容はこれまで申立人及び申立人の母から聴取した内容とほぼ同様であり、このほかにこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき、平成26年4月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、「当時対応した可能性のある社会保険事務所職員の全てに話を聞くこと、年金事務所の全ての資料をチェックし直すこと。」を求めているが、申立内容からは当時対応した職員を特定することはできず、聞き取り調査等を行うことができない上、上記申立内容を踏まえて、申立人の母が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したとするA年金事務所に、平成14年1月から16年2月までの期間に保険料を事務所窓口で収納した際の手続きの有無について確認したところ、「当該期間における書類は保存されていない。」と回答している。また、申立人からは申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料及び情報は提出されず、そのほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から61年3月まで

私は、昭和56年12月に仕事を辞める際、職場の人から、退職後は将来のために国民年金に加入するように言われ、国民年金保険料を前払した。その後、国民年金第3号被保険者になったため、それまで納付していた保険料のうち昭和61年4月から62年1月までの保険料は、同年3月17日に銀行振込により返金された。

返金された期間以前の保険料も納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和56年12月に仕事を辞める際、職場の人から、退職後は将来のために国民年金に加入するように言われ、国民年金保険料を前払した。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和61年3月25日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の被保険者の資格処理日の記録から、申立人の国民年金の加入手続は同年9月頃に行われたものと推認されることから、加入手続の時期は、申立人の主張と相違する。

また、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は、当初、申立人が20歳に到達した昭和49年*月*日とされており、オンライン記録において、当該資格取得日は62年2月12日付けで61年4月1日に訂正され、申立期間は国民年金の未加入期間となっていることが確認できることから、上述の申立人の加入手続が行われたと推認される同年9月頃から当該訂正処理が行われた62年2月までの期間においては、申立期間は国民年金被保険者期間とされてい

たものの、加入手続の時点では申立期間の過半の国民年金保険料は時効により納付することができなかつたほか、一部期間の保険料は遡って過年度納付することが可能であったが、申立人は保険料を前払したと主張しており、遡って保険料を納付した状況はうかがえない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿・確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月
② 平成 18 年 7 月
③ 平成 18 年 12 月
④ 平成 19 年 7 月
⑤ 平成 19 年 12 月
⑥ 平成 20 年 7 月
⑦ 平成 20 年 12 月
⑧ 平成 21 年 7 月
⑨ 平成 21 年 12 月
⑩ 平成 22 年 7 月

私が、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間に係る賞与明細書を保管していない上、当該期間に賞与が振り込まれた銀行名及び口座番号は覚えていない。」と供述している。

また、閉鎖登記簿謄本によると、A社は既に解散している上、当時の事業主は死亡しており、当時取締役であった一人は、「資料はすべて廃棄してしまった。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5591（事案 3504 及び 5477 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 21 日から 62 年 4 月 1 日まで

私の手元に、支給日や支給項目は定かではないが、夫が所持していたA事業所の給与明細書が残っている。それを見ると、本来の厚生年金保険料に比べて、多くの保険料が控除されていると思うので、保険料控除額に見合う標準報酬月額にしてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、i) A事業所は、申立人の申立期間当時の関連資料について、「残っている資料は無い。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できないこと、ii) 申立人から提出された昭和 53 年分の源泉徴収票における社会保険料の金額は、オンライン記録による標準報酬月額に基づき試算した社会保険料の合計額とほぼ一致すること、iii) 申立人がB事業所に入社した昭和 46 年 6 月から同社が適用事業所でなくなった 53 年 1 月までの間の標準報酬月額は、8 万 6,000 円から 30 万円と上昇傾向にあり、不自然さは認められない上、C社に入社した同年 1 月の被保険者資格取得時の標準報酬月額は 30 万円であり、同年 9 月以降、A事業所において資格喪失した 62 年 4 月 1 日までの標準報酬額は、当時の最高等級（53 年 9 月以降 32 万円、55 年 10 月以降 41 万円、60 年 10 月以降 47 万円）で推移していること、iv) 申立人から提出された支給年月日及び支給項目が不明の給与明細書については、支給項目の相関関係から判断して報酬月額と考えられる額が 34 万円を超えていることから、申立人の標準報酬月額が当時の最高等級になった昭和 53 年 9 月以降のものであると考えられることなどから、既に年金記録確認

千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 23 年 5 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

次に、申立人は、当初の申立ての際に提出した給与明細書の各控除に係る項目に関して、社会保険労務士と相談し、回答を得たとして申立てを行ったが、当該回答からは、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 26 年 5 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たに賞与明細書を提出して再申立てを行っているところ、当該賞与明細書に申立人が記入したと思われる控除項目を基に、これまでに提出された給与明細書を検証したが、申立人の給与から、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高い保険料が控除されていたとは認められない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる資料等は提出されず、ほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A事業所に在籍中、昭和 57 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までB事業所（現在は、C法人）に非常勤として勤務したが、私の年金記録には申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間は常勤職員と同じ業務内容で勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された人事記録には、申立人が申立期間においてB事業所の非常勤職員となったことが記録されていること、並びに申立人が氏名を挙げたB事業所の二人の元上司及び申立人と同様にA事業所に在籍し、B事業所に勤務したとする複数の元同僚は、申立人がB事業所に勤務していたと供述していることから、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、C法人は、「申立期間当時の資料が無いため、申立人の申立期間における勤務実態、非常勤職員に対する厚生年金保険の適用の取扱い及び申立人の厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、オンライン記録において、申立人と同様にA事業所に在籍し、B事業所に研修で半年間勤務したとする6人の元同僚の厚生年金保険被保険者記録には、各人が申述する勤務期間においてB事業所の被保険者記録は確認できない。

さらに、上述のB事業所の元上司のうち一人及びB事業所に研修で半年間勤務したとするA事業所の元同僚のうち一人は、「研修中は半年で異動することが決まっているため、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述

している。

加えて、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。